

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第99号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表法別表第1 7の項に規定する事務の項中第15号を第16号とし、第1号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 児童福祉法の規定による児童の判定又は知的障害者福祉法の規定による知的障害者の判定の結果に基づく療育手帳の交付に関する特定個人情報（以下「療育手帳関係情報」という。）

別表法別表第1 8の項に規定する事務の項中第14号を第15号とし、第1号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 9の項に規定する事務の項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 15の項及び条例第3条第1項第1号イに規定する事務の項中第17号を第18号とし、第1号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 16の項に規定する事務の項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 19の項、35の項及び61の2の項並びに条例第3条第1項第1号ウに規定する事務の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 31の項に規定する事務の項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 37の項に規定する事務の項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 43の項及び47の項に規定する事務の項中「及び47の項」を削る。

別表法別表第1 46の項に規定する事務の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 46の項に規定する事務の項の次に次の1項を加える。

法別表第1 47の項に規定する事務	(1) 療育手帳関係情報 (2) 身体障害者手帳関係情報 (3) 住民税関係情報
-------------------	--

別表法別表第1 59の項に規定する事務の項中第17号を第18号とし、第1号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 63の項に規定する事務の項中第17号を第18号とし、第1号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 84の項に規定する事務の項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 84の項に規定する事務の項の次に次の1項を加える。

法別表第1 93の2の項に規定する事務	(1) 生活保護等実施関係情報 (2) 住民税関係情報 (3) 国民健康保険等被保険者資格関係情報 (4) 国民健康保険等医療保険給付関係情報 (5) 特別児童扶養手当関係情報
---------------------	--

(6) 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

別表法別表第1 94の項に規定する事務の項中第12号を第13号とし、第1号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表法別表第1 95の項に規定する事務の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表条例第3条第1項第1号エに規定する事務の項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表条例第3条第1項第1号クに規定する事務の項中第15号を第16号とし、第1号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

別表条例第3条第1項第1号ケに規定する事務の項中第15号を第16号とし、第1号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 療育手帳関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)